

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 を図るため、バス・タクシー事業者に対す る支援施策を実施します

市民の日常生活に必要不可欠なバス・タクシーの運行において、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、市独自の支援施策として、バス・タクシー事業者に対し、感染拡大防止に係る費用の一部を補助します。

補助金制度の創設

補正予算額 600万円

(1) 支援補助金

市民の日常生活に必要不可欠なバス・タクシーの運行において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、車内の衛生環境確保に係る費用を、市内の路線バス事業者及びタクシー事業者に対し補助金として交付します。

① 対象者

- ・沼津バス協会に加盟する路線バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）
- ・市内に営業所を置くタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）

② 補助額

- ・路線バス事業者が保有する車両のうち、沼津市内を運行する路線バス車両1台につき2万円
- ・市内に営業所を置くタクシー事業者が、その営業所で保有する車両1台につき1万円

③ 申請受付期間 令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）

④ 申請受付方法

郵送または窓口による受付（沼津市役所5階 まちづくり政策課宛）

※申請書式等は沼津市HPに掲載します